

平常時の帰宅困難者等対策(抑制等)の取組み主体と役割(案)

※「千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」を基に作成

		【平常時の役割】		
		体制整備	普及・啓発	食料・物資等の準備
主 体	[市] ①習志野市 (危機管理課・災害対策本部) ②船橋市 (危機管理課・災害対策本部)	○協議会を運営する ○緊急時連絡先一覧表を整備・更新する ○一時滞在施設を指定し、周知する ○帰宅支援施設を指定し、周知する ○緊急時の通信網を整備する	○市民に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○取組み状況をホームページ等へ掲載し、広報する ○事業所等に対し、対策を指導・周知する ○訓練等を企画・運営する(行政境を越えた協力等も含めて)	○帰宅困難者向け支援物資(流通物資含む)を確保する(千葉県との連携) ○大型店等との物資提供体制を整備する(協定の活用や新たな協定の締結) ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[交通事業者] ①JR津田沼駅 ②新京成津田沼駅 ③京成津田沼駅	○運行情報の収集・提供体制を整備する ○一時的に留めるスペースを確保する ○自社代替輸送手段を検討する ○案内(誘導)体制を確保する ○自社での対応をルール化し、内部の対応マニュアル等を策定する	○利用者に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○従業員に対し、帰宅困難者への対応を周知・徹底する ○訓練等を企画・実施する(行政機関等との協力)	○利用者向け備蓄物資を確保する ○駅構内に一時滞在スペースを確保・指定する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[大型店] ①イオン(モール)津田沼店 ②イトーヨーカドー津田沼店 ③ミーナ津田沼店 ④パルコ津田沼店 ⑤モリシア津田沼店 ⑥ザ・ブロックビル	○利用客を一時的に留める(抑制)スペースを確保・指定する ○従業員等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する ○自社での対応をルール化し、内部の対応マニュアル等を策定する	○利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○従業員に対し、帰宅困難者への対応を周知する ○訓練等へ積極的に参加する(行政機関等との協力)	○従業員用の備蓄を確保する ○利用客を一時的に留められる程度の備蓄の確保又は、商品の在庫を提供できる体制を確保する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[一時滞在施設] ①習志野文化ホール ②千葉工業大学 ③ホテルメッツ津田沼	○受入スペースを確保・指定する ○従業員(学生)等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する ○受入方法をルール化し、内部対応マニュアルを策定する	○利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○従業員に対し、帰宅困難者への対応を周知する ○一時滞在施設の指定を受けていることを広報する	○従業員用の備蓄物資を確保する ○帰宅困難者向け備蓄物資を確保する(市と連携可能な範囲で準備する) ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[商工会議所・商店会] ①習志野商工会議所 ②津田沼南口商店会 ③津田沼一丁目商店会 ④船橋市前原商店会	○会員への対応の統一化を図る ○会員となっている企業等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する	○訓練等へ積極的に参加する ○会員に対し、行動ルールを普及・啓発する ○利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○会員に対し、帰宅困難者への対応を周知する	○各店において従業員用の備蓄物資を確保する ○各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[市指定避難所] ①谷津小学校 ②第一中学校 ③第五中学校 ④前原小学校 ⑤東部公民館	○学校防災対応マニュアルを策定する ○保護者等との連絡体制・引き渡しまでの生徒等の保護体制を構築する ○避難所における避難者や帰宅困難者への対応をマニュアル化する ○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する	○家庭での行動ルール・安否確認方法等を確認する ○訓練等へ積極的に参加する ○職員に対し、帰宅困難者等への対応を周知する	○生徒及び職員用の備蓄物資を確保する ○職員・生徒は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[地域住民] ①津田沼連合町会 ②津田沼北部連合町会 ③谷津連合町会 ④谷津西部連合町会 ⑤前原自治連合協議会	○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する(共通認識を図る)	○家庭での行動ルール・安否確認方法等を確認する ○訓練等へ積極的に参加する	○災害発生時に避難しなくても済むように、各家庭において備蓄物資等を準備する ○町会や自治会等で備蓄物資等を準備する
	[千葉県] ①葛南地域振興事務所	○情報提供体制を整備する ○帰宅支援対象道路を指定する ○帰宅支援施設を指定・調整する ○一時滞在施設を指定・調整する ○関係する地方公共団体間の連携体制を構築する	○県民に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○県対策協議会との調整を図る	○食料・物資等の準備を、企業や学校等に呼びかける ○帰宅支援施設や一時滞在施設の食料・物資等の備蓄を支援する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[警察機関] ①習志野警察署 ②船橋東警察署	○混乱防止対策・誘導体制を整備する ○交通規制等の事前対策を整備する	○市民に対し、行動ルール等を普及・啓発する(安否確認方法等の周知)	○交通規制・誘導等に必要資機材を整備する ○署員用の備蓄物資を確保する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する
	[消防機関] ①習志野市消防本部 ②船橋市消防局	○二次災害発生時の出動体制を整備する	○事業所等に対し、訓練等により指導する	○救助・救急活動等に必要資機材を整備する ○職員用の備蓄物資を確保する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を準備する

※『一時滞在施設』：主として、帰宅困難者等の宿泊・仮眠支援を行う。

※『帰宅支援施設』：主として、帰宅困難者等の水、食料、トイレ等、物資の支援を行う。原則として、避難所と異なる。

※『行動ルール等』：むやみに移動を開始しない、複数の安否確認の実施、落ち着いて情報収集・行動、助け合って行動など。

※『帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報』：「鉄道等の公共交通機関に関する情報」、「安否確認方法に関する情報」、「被害状況に関する情報」、「帰宅にあたり注意すべき情報」、「支援情報」、「余震・気象情報」など。